

## 岩倉市あゆみの家児童発達支援事業所運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、岩倉市が設置するあゆみの家（以下「事業所」という。）が行う児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援。以下「支援」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が障害児等（岩倉市子ども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（平成8年岩倉市条例第3号。以下「条例」という。）第2条に規定する障害児等。以下「利用者」という。）及びその保護者（法第21条の5の5第項に規定する支給決定を受けた保護者をいう。）の意志及び人格を尊重し、利用者に対し適正な支援を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

**第2条** 事業所は、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応ができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業所は、保護者及び利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援の提供を行う。

3 支援の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援の提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

**第3条** 支援を行う事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 あゆみの家

(2) 位置 岩倉市東町仙奈158番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

**第4条** 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤職員。児童発達支援管理者と兼務を可とする。）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤職員。管理者と兼務を可とする。)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者とその保護者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の福祉サービス等との連携も含めて、利用者とその保護者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の内容及びその目標等を記載した個別支援計画の原案を作成する。
- (ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者とその保護者に対して説明し、文章により利用者の保護者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付する。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更する。
- (オ) 利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行う。

(3) 従業者

児童指導員又は保育士 3人(ただし、常勤の保育士を1人以上配置する。)

作業療法士 1人

言語聴覚士 1人

音楽療法士 1人

従業者は、支援の提供に当たる。

(開館日及び開館時間)

**第5条** 事業所の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める日は、この限りでない。

- (1) 開館日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 開館時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 支援の提供時間

(ア) 条例第3条第1号に規定する事業（以下「あゆみ教室」という。） 午前9時から午後3時までとする。

(イ) 相談等 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員)

**第6条** 支援の提供を受けることができる利用者の数は、次のとおりとする。

(1) あゆみ教室 1単位 15人

(支援の内容及び利用者から受領する費用の額)

**第7条** 支援の内容は、次のとおりとし、支援を提供した場合の保護者又は扶養義務者から受領する費用の額は、児童福祉法に定めるとおりとする。

(1) 日常生活における基本的な動作の指導

(2) 知識技能の付与

(3) 集団生活への適応訓練

2 日常生活において通常必要となる費用で、保護者及び利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(通常の支援の実施地域)

**第8条** 通常の支援の実施地域は、岩倉市の全域とする。

(利用に当たっての留意事項)

**第9条** 保護者及び利用者は、職員の指示に従って支援の提供を受ける。

2 職員は、事前に保護者及び利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 保護者と利用者は、共に通所する。

(緊急時等における対応方法)

**第10条** 職員は、支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者以外の職員は直ちに管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

**第11条** 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

**第12条** 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(研修の機会)

**第13条** 事業所は、利用者に対して適切な支援を提供するため、職員の勤務体制を整備するとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

(秘密の保持)

**第14条** 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(雑則)

**第15条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。